

人権施策等調査特別委員会

(令和5年11月24日)

○ 樋口博己委員長

おはようございます。

それでは、ただいまから人権施策等調査特別委員会を始めたいと思います。

本日は、参考人といたしまして、公益財団法人反差別・人権研究所みえ、常任理事兼事務局長の松村様にお越しいただいておりますので、本来なら特別委員会という形での開催ではありますが、議長を通してお声かけをさせていただいて、委員外議員もご参加いただきながら本日の開催をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、インターネット中継をお願ひしたいと思ひます。

また、執行部の皆さんも参加いただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、講演をお聞きした後で質疑もさせていただきますが、委員外議員の皆さんもご質疑をしていただいても結構ですし、また、理事者の皆さんもご質疑いただいても結構でありますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

今日の資料を参加委員の皆様には紙で、ペーパーで資料をお渡しさせていただいております。タブレットには、それ以外の過去の資料等を配信させていただいております。

本日配付の資料におきましては、本日、部落問題について深掘りさせていただいた講演になってこようかと思ひています。当該地域であるとか、そういった関係するところが詳細な資料となっておりますので、この資料はこの場で参加委員の皆さんにご覧いただきながら、資料は回収させてはいただきませんが、その後の資料の取扱ひは十分注意をいただひいて、対応いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、公益財団法人……。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

そうですね。それでは、参考人の松村元樹様のご紹介を事務局からお願ひしたいと思ひます。

○ 小山議会事務局主事

それでは、事務局より、参考人としてお越しいただきました松村元樹様の経歴につきましてご紹介をさせていただきます。

松村様におかれましては、三重県伊賀市のご出身であり、旧伊賀町職員を経て、平成17年から財団法人反差別・人権研究所みえの연구원となり、平成29年に常務理事兼事務局長に就任されております。

人権問題の調査や研修事業などに取り組んでおられ、新型コロナウイルス感染症に関わる差別問題のほか、インターネットによる差別や人権侵害などについて講演実績がございます。

また、三重県議会の差別解消を目指す条例検討調査特別委員会におきまして、参考人として出席されておられます。

本日は、本市議会の人権施策等調査特別委員会におきまして、人権問題に関する理解を深めるため、部落差別の現状と課題についてを主な議題として講義をいただけるとのことでございます。

以上、簡単ではございますが、松村元樹様の経歴につきまして、事務局より紹介をさせていただきます。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、松村元樹様、先生、どうぞよろしくお願いたしたいと思います。

○ 松村参考人

皆様、おはようございます。

ただいまご紹介をいただき、また、本日の参考人として招致をいただきました公益財団法人反差別・人権研究所みえの松村と申します。

本日、私のほうからは、先ほどご紹介をいただきましたように、部落差別の現状と課題ということで、昨今の部落問題をめぐる情勢等につきましてお話をさせていただき、後半のほうでは、この人権施策の調査の委員会ということでもありまして、問題解決に向けての必要な施策提案のほうも少しさせていただいて、また、ご質疑応答の中でも様々なご意

見等を頂戴できればというふうに思いますので、少し時間も足りないこともありますので、早速話のほうに入っていきたいというふうに思います。

それでは、資料に沿ってお話をさせていただきます。

この見出しにもございますように、現在もなお部落差別が存在するというこの文言は、2016年12月に施行されました部落差別の解消の推進に関する法律の第1条の1行目に登場をしていきます。

部落差別という文言自体が法律用語として採用されたのは、2016年の12月のこの法律からであります。それまで、この委員会のほうでもお話が出ておりましたが、1969年から2002年の3月末にかけて、同和対策事業の特別対策として、法律に基づき、同和地区の住環境の改善や住民の生活基盤の安定向上を目指した特別対策の法律もございましたが、その33年間施行されてきた法律には、部落差別という文言は一切登場しませんでした。

②でございますが、部落差別はあるのかないのかという議論が、今も残念ながら、こういったご意見に対して受け答えをする必要があるというような社会情勢でございます。

しかしながら、この法律がはっきりと、現在もなお部落差別が存在するというふうに公知の事実として、国のほうが差別の存在を認めたということでありまして、これからは、この部落差別という社会問題が日本社会で解決されるまで、恒久法としてこの法律がスタートを切ったということであります。

④でありますけれども、これは部落問題に限らないんですけれども、案外、この社会問題である差別の現実や人権侵害というものは、一個人が見たか聞いたかという個人の実感で割と判断をされる場合が多く、私は部落差別を見ていないし聞いていないから、ないのではないかというふうに及んでしまうという、こういった判断基準みたいなものがまだまだ広く社会に浸透してしまっています。

この間、宝塚歌劇団の問題や旧ジャニーズ事務所をめぐるタレントへの性暴力のように、基本的には被害者は声を上げられない社会の抑圧構図の中で生かされていて、声を上げれば誹謗中傷が待ち受けているという、こういったリスクを背負う中、ご自身や、あるいは家族にまで被害が及びかねない等の理由で、基本的に多くのマイノリティーや被差別当事者、人権侵害を被った被害者は声を上げられないという社会の構造にあるということがなかなか浸透していついていないという、こういった現状もございます。

⑤でございますが、差別を解消するための必要な施策としては、例えば地道に、引き続き、粘り強く施策を展開するというような意見を様々な機会聞いてまいりましたが、これは

決して適切ではなく、的確な現実把握、今日お話をしますような差別の現実とは、どのように、例えば四日市市の中で存在をしているのかといったこと、そして、現在もなお被害の現実や差別の現実があるということは、一つの立法事実として現時点での取組では不十分だという、こういった受け止めの中で、適宜、政策は強化や新施策としてブラッシュアップをされていくという必要があるのではないかとというのが、まず、ご説明を申し上げたい内容であります。

二つ目には、これも部落問題に限らないんですけれども、割と人権問題や差別問題になりますと基準が軽視されるという傾向が見られます。心の問題というふうに置き換えられていくというのが、割と日本の特徴の一つではないかと。よって、思いやりや優しさを持てば差別問題は解決をするという、こういった誤解、曲解が残念ながら浸透してしまっているという状況にあります。

ここで書いてありますように、基本的には、私たちは様々な縛りの中で、その縛りは憲法や条約や規約や法律、条例、規則、こういったことに基づいて、私たちはふだん権利が守られると同時に、制約を受けながら、例えば議員活動、あるいは私のような団体での労働者としての活動に取り組んでいるということでありまして、この基準は人権問題や差別問題にも実は存在をしているということが、まずは大前提として備える必要がある。交通ルールを守ることと同じようなことなんだということの基本的理解もしっかりと市民に浸透させていくということが必要ではないかというふうに考えています。

主な部落問題に関する法令等につきましては、ここで紹介をしてあるとおりであります。

特に、1979年に日本が批准をしましたこの国際人権規約、国連のほうでは1966年に採択をされた社会権と自由権を定めた規約の中で、既に、例えばこの第2条では、差別の定義のようなものが明文化されていますし、自由権では、第20条ではっきりと差別は法律で禁止するという禁止規定がありまして、日本はこの条約に批准をしているというところであります。

しかしながら、憲法の次に効力の強い、こういった国際人権規約や条約というものは非常に軽視をされる傾向にあり、国内法よりも効力が強いにもかかわらず、日本には差別禁止法がないというような、こういった曲解も随分と広がってまいりましたが、1979年には、既に禁止法はこのような形で日本が批准をしていたということであります。

問題は、何が差別に当たるのかという定義規定が不十分な中で、現在もなお、ニュース等でも報道されていますが、自分は差別をしていないとか、差別するつもりはないという

ことは、まだまだ残念なことに、基準がないだけにああいった議論が維持されてしまうという状況もありまして、こういった部分をしっかりと打開していくような取組も必要ではないかというふうに思っています。

そのほか、国のほうでも部落問題、同和問題の扱いにつきまして、国の公式な見解として、毎年、この人権教育・啓発白書というものが、人権教育・啓発推進法という2000年に施行されました法律を基に国のほうで策定をされています。閣議決定をされている政府の公式見解であります。

現在、政府のほうでは、この5番、下から三つ目にありますように、部落差別という文言は先ほどの人権教育・啓発推進法から採用したもので、同和問題は1965年の同和対策審議会答申に基づいて採用している法律用語として、現在、法務省のほうでは、こうした用語を用いて部落問題、差別問題のことを規定しています。

そして、この白書、下から3行目にありますけれども、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するというふうに、かつては、国のほうでは、特別対策があった時代は、改良事業を必要とする地域というふうな規定の在り方でありましたが、現在は、部落差別を受けている地域というような意味合いで、この同和地区という文言が政府のほうで採用されています。

なので、いわゆる同和地区という表現とか旧同和地区という表現は、基本的には、政府としては採用しておらず、特措法施行後も、政府としては同和地区という文言を採用し、現在もなお部落差別が存在し、その差別が同和地区とされる地域に、あるいは住民に向けられているという、こういったことが国の公式見解として採用されています。

時間の関係もありますので、同和対策審議会答申の中身等も入れてあります。またお時間があればご覧いただければと思いますし、また、この1965年の答申の中で、一番下のちよぼのところで、これは1996年の意見具申というものでありますけれども、この1965年に出された答申から30年余り経過していますが、同和問題の早期解決に向けて、この答申の趣旨を今後とも受け継いでいかなければならないというふうにありますように、これも現在も生きる政府の公式な見解であり、答申の精神というのは生きてると、つまり、答申はまだ具体化されていないという中で、国を挙げて同和問題の早期解決に取り組む必要があるんだということを指摘しているというところでもあります。

まずは、本題の部落差別の現状と課題につきましてご説明をしてみたいというふうに思います。

これは差別や人権侵害に関わって、問題の発生領域といいますか、そういったものを少し取りまとめてみた図でありまして、私が考えたのではなく、近畿大学に所属をされておりました奥田均先生が「差別のカラクリ」という書籍で紹介をされておりました、私のほうで少し編集をさせていただいた内容となっています。

差別といっても、例えばここで紹介をしておりますように、まずは、例えば四日市市民に根差す部落差別意識といったものが①になります。今から紹介していきますように、いざ結婚となった折には、同和地区出身の人と我が子は結婚させたくないというふうなことを意識している状態、気に入った物件でも同和地区に建っていれば、その物件を避けておきたいという行為、こういった意識が①となります。

そのほかにも、偏見と言われるような意識の流布も県民意識調査等で確認をされているように、同和地区の人は怖いとか、何かあれば非常に自分たちが不利益を被るとか、こういった領域が①になります。

このような意識が、②実際の差別の実態となって現れるというのが、結婚差別や就職差別や土地や物件を避ける差別やインターネットや身元調査や差別落書き、差別封書、差別ビラといった問題となるわけです。

②の実際に加差別の領域として発生をしている差別の実態が、四日市市や三重県においてこれは問題だと、私はこういう被害を受けた、こんな落書きを発見したというふうに市民から報告を受ける等で、差別事件として認定をされるというのは③であります。

つまり、②で発生をしている加差別の実態のほんの一部が、四日市市や三重県のほうに相談や報告をされているという、こういった実情になっております。

その真ん中から下、心理面と実態面の横の線の下側が、加差別の現実がある以上、被害者が生み出されているというところでありまして、被差別当事者への生活に及ぼしている影響の問題、そして⑤、被差別の当事者に及ぶ心理的な差別の被害といったものを少し今日は整理をしていきながら、報告をしていきたいと思っております。

これは障害者差別や女性をめぐる差別、LGBTQIA+や人権侵害をめぐる問題もこの領域図に当てはめていくと、お分かりいただけるかというふうに思います。

少し切れてしまいましたが、昨年度、県のほうで実施をされました三重県民を対象とした人権意識調査の結果から、部落差別の項目に関する内容を一部紹介させていただきたいと思っております。

これは差別の現状認識ですので、次のスライドへ移ります。

先ほど少し5領域のところでお話をしましたが、子供の結婚相手が同和地区出身である場合、お子さんのいる保護者さんと仮定をした場合にあなたはどんな態度を取るかという質問に対して、2022年、2019年ともに、3割近くの県民が考え直すように言う、あるいは、迷いながらも結局は考え直すように言うという、こういった意識にあるということが調査を通じて明らかになっています。

これが実際に利害が生じていて、お子さんの結婚相手が四日市市内の同和地区の出身だと分かった場合に、実際に結婚を反対するという問題に行き着きかねないという予備軍的な意識がこのような形で明らかになっております。

物件をめぐる問題も、先ほど紹介をしましたように、仮に住宅を探している場合、とても条件が気に入った物件が同和地区に建っていると分かった場合、下の2本の帯グラフでありますけれども、今回、前回ともに3割前後の県民が、どれだけ条件がよくても買いたくない、借りたくないというふうに、条件がよい物件でも同和地区に建っていればその家を避けるという、こういった危機的な意識が明らかになっていて、実際にこれも四日市市から転出をして新しい住居を探すとなった場合に、行ったことのない知らないエリアの物件を探す折に、不動産取引の現場において、業者相手にその物件は部落ではないのかというような質問に及んだりする、こういったことや、今ではインターネットを介して、その特定の場所が同和地区かどうかということをネットで検索をして調べ上げ、該当すれば避けるといった行為に及びかねない意識がこのような形で明らかになっています。

身元調査をめぐっても、結婚相手が同和地区の人かどうかということに対して調べる必要があるという肯定する意識が47.6%というような状況であったり、自分が引っ越そうとしている住宅のある土地が同和地区であるかどうかということや45%の県民がやはり調べる必要があるというような回答に及んでいるわけです。

先ほどの県民意識調査が①、これからは②の加差別の実態につきまして報告をしていきます。

これも先ほど紹介しました県民意識でありますけれども、これは、実態を表す項目であります。過去5年間なので、昨年から遡ること過去5年間で、同和問題、部落差別について、次のような情報、話、話題を見聞きしたことがあるかということに関して、少し黄色で網かけをしましたのは、実際聞いたことがあるという県民の割合であり、その情報を誰から聞いたか、どのように知ったかというふうに集計をした表になります。

例えば上から二つ目、同和地区の人は怖いという話を過去5年間で聞いたことのない県

民が6割です。しかしながら、家族から、過去5年間で、同和地区の人は怖いという話を聞いた人が10%、県民の1割に及んでいるとか、こんなふうにして、単に意識だけでなく、県民が過去5年以内において、このようなあからさまな偏見や差別に出合っている、それが家族や親戚、近所の人から、友人や職場の人、こういった身近な人たちからそのような発言を聞いているということが分かってきています。

しかしながら、これほどの現実があっても、先ほど申し上げていましたように、三重県や四日市市のほうに、うちの身内がこんな発言をした、親戚がこんな発言をした、職場の人が、友人がこんな発言をした、これは差別じゃないのかというふうに報告が上がってきにくいのというのが、先ほど申し上げた差別事象というのは本当に氷山の一角だという一つのエビデンスにもなるのではないかと思います。

先ほどご紹介をしたように、県民の3割前後が部落の土地、物件を避けたいという意識は、実際の不動産取引の現場においてどのような状態にあるのかということ、3回目になりますけれども、県のほうで実施をされています三重県内の宅建業者を対象に行った、昨年度の実態調査の一部をご紹介させていただきます。

取引物件が同和地区であるかどうかということの問合せを受けたことがあるかという問いに対して、お客さんから受けた、同業者から受けた、どちらからも受けたという、こういった業者さんが25%、4社に1社に及んでいるということがお分かりいただけます。

次の項目では、その取引物件に関して、その物件が同和地区内に建っているものである、それだけでなく、同和地区が存在する小学校区内の物件であるということ、取引自体が不調になったことがあるのかという問いかけに対して、2017年と2022年ともに、不調になったことがあるというところの回答がこのように及んでおりまして、前回調査で47件、今回調査で15件というふうに、こういった事象も発生をしています。

これはあくまで、県内の業者さんの調査に協力いただいた数でありますので、三重県民の3割前後の部落を避けたいという意識が、県外の業者さんにこのような形で聞き取りをしたり、あるいは契約締結後、その物件が同和地区だと分かったことで解約を申し出るという、こういった現実が発生している可能性は十分にあり得る、実際に三重県内でもそのような事案が報告をされています。

土地をめぐって、土地調査においてディベロッパー、土地調査会社、広告代理店、この3者が同和地区を避けるといった調査報告書を作成していたという事案も、全国的に報告

をされてきました。

このように、直接的に同和地区というふうな表現は避け、問題ある地域、あるいは下位、下の位である地域、敬遠されがちな地域というふうにストレートな表現を避けながら、しかし、業者間でその場所が同和地区であるということが分かるようなやりくりが、この間、進められてきていたということが分かってきています。

部落、同和地区だけ都市開発が避けられるという、こういった問題等が公然と土地調査のプロセスの中で行われていたということが発覚をしました。

三重県内も例外でなく、津市の桜橋におきまして、立地環境の評価の中に、少し見えにくいですが、桜橋1丁目は、地元では同和の人が住む地域として見られていて、住宅地としての評価は低いという、こういったあからさまな調査報告書も2011年に発覚をしました。

しかし、全ての調査報告書を、県や、あるいは四日市市さんが十分に把握をできる状態にない中で、いまだこういった問題が起こっている可能性は否めないというようなものが分かってきています。

インターネット上におきましては、日々、三重県に関わりましては差別的な投稿、人権侵害をめぐる投稿が相次いでいます。

当法人では、毎日、3人の職員で、ネット上のSNSや動画サイトのコメント、ニュースサイトのコメント、電子掲示板等のモニタリングチェックを行ってきておりますが、事あるたびに、その差別的な投稿が非常に複雑化、悪質化するという傾向が約20年変わっていないという実情です。

部落問題をめぐる、例えば事件や事象、直接的でなくても、例えば事故が起きた現場がたまたま同和地区であったということや、事件の容疑者の住所が同和地区を含むエリアであるというような内容を見たネットユーザーたちが、ここは部落だと、だからこういった事件が起こりかねない、えらい目に遭わされるぞ、あるいは、こういった事件を引き起こすのは、この住所を見ても明らかなおと、同和地区の出身だからやりかねないんだというような内容のものが相次ぐというわけです。

ここで紹介をしてしておりますのは、特に上の二つでありますと、桑名市の多度町で、多度大社がございすけれども、上げ馬神事がコロナ禍明け、久しぶりに一般公開をされる形で行われました。残念なことに、走った馬が骨折をして殺処分になるという、そういった状況も今年度ございました。それに対する批判もこれまでたくさんありましたが、特に今回につきましては、たくさんの方がご覧になられていたこと、そして、その実際の現場を

動画撮影されて、ティックトック等で、要はSNSに投稿されたりして、多くの人たちが見られたということになってきました。

そうした折、部落史の歴史的な学習というものが、私、今42歳なんですけれども、私自身も小学生の当時、土農工商、そしてその最下層に被差別の立場の人たちがいるというふうな学びを受けましたが、これが実は誤りだったと。そうではなくて、武士や百姓で構成される社会とその社会の外に置かれた身分外の身分の人たちがいたということ、そして死牛馬の処理とか死体処理等に限らず、今でいうと警察官や裁判所、あるいは大工さんや庭師といった、そういった役割も担っていたというふうに、決してその貧困の状態ばかりでなく、一定の身分に与えられた仕事があって、安定した生活を送っていた人たちが多かったんだみたいなことが随分以前にブラッシュアップをされて、部落史学習が今展開をされてきていますけれども、そういったことをアップデートできていない方ではないかと予想しますが、馬の殺処分をめぐって、こんなひどい扱いを生き物に対してできるのは部落のやつらだ、だって、その土農工商のその下の最下層の人たちが担ってきた役割でしょう、ああいった人たちはいまだにずるいですね、こんなひどい扱いを生き物にできるのかというふうに、どんどん不満が再燃をしていって、どうやら多度大社のエリアというのは同和地区だというような情報が出始めたり、ここでありますように、そんなひどいことをするやつらは存在してはならないというふうに、もう焼き払え、殺処分しろというふうな内容の投稿が相次いだと。決して珍しいことではなく、こういった問題があるたびに部落問題と結びつけられたりしていって、インターネット上におきましても、四日市も実は例外なく、こういった問題が実は発生をしてきています。

少しモザイク処理といたしますか、地名は隠しております。恐らく市の議員の方々のご存じかと思いますが、もう2004年とかそれ以前から、三重県内四日市市の同和地区や差別部落はどこかということが、ストレートな形で地名を取り扱われたりするような問題というのは、以前から発生をしてきています。それが十分に歯止めをかけられない状況の中、SNSがどんどん発展をしていきまして、このように、例えばこれはブログでありますけれども、実際に四日市市内の同和地区へ出向き、住宅地を撮影して、その写真あるいは動画をブログや動画サイトに掲載をするという、こういった問題が出てきています。

住民のプライバシーだとか様々な問題もあります。このように、地名つきでハッシュタグに実際の住宅地の場所も明文化しながら、これはインスタグラムでありますけれども、四日市市内の各所が部落だというふうに公開をされているという問題も出てきています。

2016年の2月に、先ほどご紹介しましたこのブログを立ち上げた出版社が、1930年代に実は政府の調査として、基本的に取り扱い注意で作成をされた全国部落調査という融和事業を展開するための調査報告書がございまして、それがその特定の出版社のほうに渡り、現在の同和地区名も追記され、電子データ化されて、今から7年前の2月に、アマゾンで予告販売が始まりました。多くの有志、運動団体の取組によって、4月1日からの販売自体は止めることができましたが、53冊の予約が数日間で入ったものであります。

予約販売ができなくなったということを受けまして、出版社側は、それをインターネット上に翌月ばらまきました。誰もがダウンロードできるような形で、A3やA4のサイズの冊子ができるような印刷の可能な状態として、PDF等でばらまいたということであります。

四日市市につきましても、これも網かけをしておきましたが、昭和9年3月時点での部落の所在地、部落名、戸数、人口、主なりわい等が書かれている内容のものが、一番右側にありますように、現在地はここだというふうにしてデータ化されたものがインターネット上に流布された状態となっており、これが、原本は基本的には見れない状態になっておりますけれども、コピーされていったものが各所で閲覧できてしまうという状態となっております。

ほかに、部落解放運動に関わる人たちだけにかかわらず、この解放同盟という団体の関係者の一覧という人物の個人情報に掲載されるという問題も出てきています。かなり網かけをして、個人情報でありますので、プライバシー保護のためにモザイクを多分にかけておきましたが、左側にお名前、そして住所や電話番号、こういったものが掲載されるという問題も出てきています。

かつて作成されました電話帳、紙媒体で、私も小学校とか中学校のときにございましてが、昔あった電話帳、あれを電子データ化して、先ほどのような部落の場所を特定するような情報を流し、例えばグーグルマップとか、そういった地図情報にそれを落とし込んでいって、特定の地域が部落というふうに分かる情報等、そこに住んでいる人は誰だということは、旧の電話帳の個人情報を悪用して、その個人宅まで特定でき、誰が住んでいるのかまで明らかになるような、こういった情報も実はインターネット上でつくられているという問題が出てきています。

なので、これまでですと、身元調査であれば、興信所や探偵業者に依頼し、8土業とされる弁護士や税理士や海事代理士等に依頼をかけて、その依頼を受けた8土業が職務上請

求用紙で請求理由を偽って、裁判だとか登記だというふうに市民の個人情報をかすめ取って、それを5000円とかで売買をしながら、部落出身者かどうかということ調べていたような問題は、今やもうインターネットで、このような形で個人のプライバシーや個人情報が流布されている状態の中、どこが部落かという情報と個人の電話帳で掲載をされた情報が照合され、特定できる形になってしまっている。

つまり、身元調査という行為自体を公にすること自体が非常に困難であること、先ほどの部落の土地を避けるというのも、ご覧いただいたような情報を基にすれば、業者にわざわざ聞かなくても、スマートフォンやパソコンで簡単に調べ上げることができて、部落の所在地にある物件を避けることができってしまうという、こういった状態に現在はなっているということです。

そして、そういった加差別の実態、②のほんの一部が③の差別事件として県や市のほうに報告をされてきています。

2011年の4月、このような落書きが津市におきまして発見をされました。新しく設置されました電柱に、マジックでここの地区は同和地区というふうな落書きが、その地区の入り口のところに書かれていたということ。桑名市におきましては、2015年の12月から約19回、合計300通にわたってA4の用紙に、同和問題の解決は結婚を禁止すること、避妊や去勢を義務化することといった部落出身者や被差別部落に対する誹謗中傷が書かれている、こういった内容の封書が子供たちの通学路にばらまかれておりまして、最初の発見者は小学生でありました。こういった問題も相次いで発生をしています。

4年前には、部落差別落書きが、新興住宅地のこういった木のほうに穢多というふうに書かれていたり、部落解放同盟の三重本部の事務所のほうには、数回にわたって、こういったアイスピックやカッターナイフの刃が仕掛けられた封書が送付をされ、部落に対する、出身者に対する誹謗中傷や、非常に悪質な差別的な文言を含んだものが届けられてしまうという問題も出てきています。

そのほかにも、土地差別をめぐる問題に始まり、結婚差別等の相談、そして、先ほどご覧いただきましたインターネット上の差別、何のちゅうちょもなく、自分の子供が結婚したいと言っている、その結婚相手は三重県のどこどこ市に住んでいるんだけど、そこに同和地区はあるのかと、あれば教えてほしいという、こういった問合せが役所で行われたりするようなことも、県のほうに報告をされているという状況であります。

私自身は直接、被害者から相談を受けた内容も、昨年、2件立て続けにございました。

福祉施設をめぐって、職員3人がショートステイ利用者の荷物を整理していたところ、職員の1人が利用者の所在地に関して、あそこはうるさいところなんだというふうに、部落を指して発言をしていました。残り2人の職員の中に、被差別部落にルーツのある方がおりました、その職員の告発、報告によって発覚をしてきた事件です。

②は、同じく県内の事業者におきまして、その社員として働いていた方が、上司と同僚で食事に行った折に、特定の場所を指して、ここは部落かというような発言を上司が行った。その社員が部落出身ということでありまして、社長に相談しにいったところ、いまだそんな四つのことを言うやつがいるのかというような発言にもなり、社員さんは県に報告等をされ、結果的には自主退職をされるというような問題も出てきています。

多くの場合、差別というのは大抵、悪意なく、差別の意図なく行われるものであります。まだまだ最近も中学生にも講演をして、差別ってどんな人がすると思うかと聞いても、子供たちからは、明確な悪意を持った人がやる問題というふうな回答がやっぱり返ってきます。

この意味では、まだまだ教育現場のほうでも、差別という問題をめぐって十分にアップデートできていない状況もあり、大抵の人は悪意や意図を持たず、結果として差別に及ぶ発言等が基本的には多いという基本的な理解がまずは必要だというふうに思っています。なので、この事件につきましても、双方ともに悪意を持って言ったのではなく、よかれと思って、善意を持って発言をしたというものが基本的には多いです。

しかし、差別というのは、基本的に結果の問題であります。意図があろうがなかろうが、マイノリティーに対してどのような被害が及んだのかということが非常に問題であるわけです。

あまり時間はありませんけど、例えば最近、私がやってしまったミスで言いますと、今日も昼から、午後3時から岐阜県のほうで仕事がありますけれども、そういった折に、ご挨拶に来ていただいて、名刺交換をさせていただきます。部長が来ましたというふうに会員の方がご紹介いただいて、来られるわけですね。私は最初、男性のほうに名刺を渡そうとしたら、私は次長です、部長はこちらですというふうに、女性の部長のほうを指されたわけです。大変申し訳ないというふうに謝罪をしましたが、よくあることですからというふうに部長さんは返されました。決して私に悪意があったわけではありませんが、こうしてステレオタイプ的な私自身の一つの行動が、いわゆるその女性部長に対してどんなメッセージになっているのかと。やっぱり非常に侮辱的な意味を含んでいたりするようなことと

というのは、日常的に実は起きているんだということを、部落問題をめぐってもしっかりと学び得て、アップデートし、学校教育や啓発に生かしていくということが必要になってくるということでもあります。

続きまして、早口で申し訳ありません、④の被差別当事者の生活実態の中に現れる差別の現実です。

最新の情報としまして、今から2年前に伊賀市のほうで同和施策（部落差別解消）推進計画の策定に係る相談等分析業務というのがありまして、その事業を当法人が受託をさせていただきました。

基本的には隣保館、四日市市でいいますと人権プラザのような施設が伊賀市のほうでは6館ございまして、その隣保館や教育集会所と言われる施設で実施をされている諸事業に参加している高校生や青年層、そして小中学生の保護者さんに向けて、その施設を利用する上でのニーズ調査を実施し、その調査項目の中に被差別体験の有無、被差別体験があればヒアリングが可能かどうかということで、相手方の意思を確認するような項目を設けて、明らかになってきた差別被害の実態の調査報告書となっています。

概要につきましては省略をさせていただきます。

例えば現在20代の方で、伊賀市在住の被差別部落出身の方ですと、小学校5年生、11歳のときに、友達と一緒に神社の祭りに行った。そうすると、祭りの関係者の大人から、どこから来たんだというふうに聞かれたので、友達がA地区です、B地区ですと答えていたとき、同和地区ではありませんから、その大人がよくある反応を示していたのに、私の出身地は被差別部落で、部落出身ですではなく地名を友達と同じように答えた先で、あからさまに態度を変えられて、その場を去っていったという、こういった被害を受けたという20代の子もいます。この後、ふるさとを名のりにくくなってしまうということも答えてくれていました。

非常にあらがいにくい差別被害です。自分の勘違いではないかと、声を上げた先で、用を思い出したら去っただけだというふうに言われたら、非常に被害を受けた側が自分の被害者意識が強かったんだというふうに思ってしまったたり、関係が非常にぎくしゃくしてしまうということとか、非常に声を上げにくい被害というものが若い世代にも及んでいるということは分かってきています。

30代、仕事をし始めたとき、仲よくなったお客さんにどこに住んでいるのかを聞かれ、どどこ地区、校区を答えた。すると、そのどどこかと聞かれたので地名を答えたところ、

対応が少し止まって、そのときから私を避けるようになり、その後、全く話さなくなりました。なので、こういった被害を受けられますと、その後は、仲よくなったお客さんに出身地を聞かれても、隣の部落でない場所を答えるような人生を選択させられる人たちも少なくありません。それが現在も、30代にも及んでいるということが分かってきています。

時間の関係で少し……。これもそうですね、20代の子ですね。県内の職場で働いていて、人権研修をよくされている方です。月に数回、ビデオを見て感想を書くという研修をすると、保険会社なんですけれども、他の保険外交員から、何なんこれと、なぜこんなことをしないといけないのかと、面倒くさい、また部落かと、こういった類いの内容の発言が出てくる。私は、部落出身の私がここにいるんですよというふうなことを心で言いながらも、周りにはそうですねと話を合わせていた。とてもそれが嫌だったので部長に相談をしたところ、あなたが研修を受けないでおこうかというふうな話になって、言わなければよかったと、出身まで明かしたのにというふうになり、ご自身もこの会社を離職しています。

ほかに、こういったふうに、所在地を聞かれ答えたら、変な人が住んでいる、治安も悪い、こんなことを言われたり、30代の方は、20代中盤で結婚を考えていたが、相手の親の反対によって結婚が破談、こういった被害にも及んでいます。

30代の方、十二、三年前ですので、今から15年ほど前に地区出身の同級生から結婚差別の相談を受けた。そして、同級生が付き合っている人が、親、部落出身の人との結婚を物すごく反対していて、同級生は付き合っている人自体を励ましていたと。部落出身の交際相手を励ましていたという状況ですね。結局、結婚を許してもらえたが、条件が二つ、その地区出身であることを絶対口外しないこと、二つ目は、名字を変えることを約束させられて、今もそのことが引っかかり、うまくいっていないという被害の状況もあります。このような被害というものも実際発生をしているということです。

50代の方、ご自身のお子さんをめぐる結婚差別の体験談です。5年ほど前に、次男が高校のときから付き合っている部落出身以外の地域の子とお付き合いをしていた中で、次男から出身であることを伝えてあったと。その子はそのことを受け止めてくれていた。しかしながら、その交際相手の子の家に自分の車で送っていった折に、相手のお母さんが家から出てこられて、もううちの子と付き合わんといてほしい、こう言われた。なぜですかと聞くと、住んでいるところが住んでいるところだからと、こんなふうに言われたんだと。別の日に実家のほうに、そのお母さんから電話がかかってきて、息子さんはいい子やけど、そこは部落だから別れてほしいと。子供に言っても聞かないから、そちらから娘に対して

別れようと言ってほしいと、こんなふうな電話も入ったというような被害の声です。

88人から115件の今ご覧いただいたような被害の声が上がってきていますが、そのうちのひとつたりとて、地元伊賀市のほうには、差別事象として、報告として上がってきていないという、こういった問題です。

冒頭申し上げたように、差別の現実が厳しいがゆえに、その被害の現実をねじ伏せてしまっていて、差別を受けた側が差別にあらがうという責任を負わされているという状況が分かってきています。

これはもう別に部落問題に限らず、差別問題の本当に基礎基本的なことでもありますけれども、本来、差別の現実を解決する責任は、被差別当事者やマイノリティーではなく、マジョリティー、社会の多数派側にあるはずなのに、ああいっただ差別の被害のみならず、部落差別があることを知ってほしい、「寝た子を起こすな」ではなくなるとか、こういった声を上げさせられているのは被差別当事者であるという、非常にこの理不尽な構造を大きく転換する必要もあるのではないかということ調査を通じてより強い思いをしたというところでもあります。

ほかに、こういった日常生活の中にも部落差別というのはあるんだということで、おばあちゃんちに行ってきたという、数か月ぶりに母の実家に行って、おじいちゃん、おばあちゃんと会ってきたという子供がつづった、よくある日記です。

でも、この子のお母ちゃんは部落出身ではないんですけれども、夫が出身者、お母ちゃんが出身ではない人で、結婚する折に、お母さんの実家、親戚関係から大反対を受けまして、駆け落ち同然で結婚をするに及びました。

孫ができて、お母さんは親戚の人とはつながっていましたが、孫ができたよというふうに親戚に話をした結果、その親戚の人がお母さんの親のほうにも伝えてくれて、1回、孫の顔を見せてくれというふうに、親戚伝いにまたお母さんに話があつて、久しぶりに親子の再会と、母の親が孫を初めて見たという機会がありました。

そこから、数か月ごとに実家に帰ることができていますが、しかしながら、部落差別意識が解消されたかというところではなくて、差別意識はまだ根強く残っているという実家や親戚であります。

そうした中で、母の実家へ子供を連れて帰るといふときに、お母さんは自分の子供に戒めをしていると。必ず挨拶をしなさい、お邪魔します、こんにちは。家でのようにはしゃいではいけない、おとなしくじっと座っていなさい、けんかは絶対しないように、何か

ユースやお菓子が出てきたら必ずありがとうと言いなさいというふうに、部落の人と結婚して礼儀もなっていないじゃないかと、騒がしくて落ち着きもない子だなとなると、やっぱり部落の人というふうに実家の親戚の差別意識が強化されてしまうと。そうではないんだと、かぎ括弧つきの、きちんと育っているということを母に見せたい、父に見せたい、親戚に見せたいという、そんな母の思いが子供を非常に窮屈な思いをさせるような戒めさせざるを得ないという状況と、夫は今なお、母の実家に行けないという状況が続いているというような内容です。この子供たちは知らないんですね。

ほかに、レシピ本なしで料理を作る祖母の姿を、皆さん、すごいだらうと自慢げに書いてきた子もいましたが、この祖母は非識字者です。今も識字学級に通えず、文字の読み書きができない人です。レシピ本なしで料理を作っているのは、読めないからです。そんな祖母の姿も子供はまだまだ、孫に当たる子は知らないんですね。宿題を教えたくても教えられない、そもそも絵本の読み聞かせもできない中で、私ができるのは、子供や孫においしい料理を作ってあげること、それも同じものではなく、やっぱり違う料理を作っていないといけないというふうに、自分なりに貢献したいという思いで、祖母が本を読めない中で料理を日々作っているという、そんな姿が実は描かれています。

先ほど少し事件のほうでも紹介をしましたが、ある子の名字です。結婚差別によって名字を変えてくれというふうな条件を課された人たちが少なくありません。そのことを知らない子供たちが多いですね。やっぱり親としてはなかなか言いにくいです。自分の実家の親がそんな結婚差別をして、名字を変えられたのを今自分が名のっているなんていうことを子供たちはやっぱり知らないんですね。知らせるかどうかというのは、親の判断、家族の判断になりますけれども、しかしながら、名字にはっきりと結婚差別の現実が刻まれているということも、日常の中にある部落差別じゃないかというふうに捉えていく必要があると思います。

これは、地元伊賀市のほうで実施をされています生活実態調査です。伊賀市のほうでは、これは全国的に本当に数が少ないんですけども、2002年の3月末をもって、国をもって特別対策は失効すると。しかしながら、未解決な問題がありますからということで、先ほど少しご覧いただいた1996年の地域改善対策意見具申にありますように、残事業は一般施策をもって、一般施策を活用して残された課題は解決していきましょうというふうな時代に突入して、21年になります。

なので、残されている課題は何か、特別対策で解決できなかった課題は何かということ

をしっかりと地元伊賀市はエビデンスを明確にして、事業を展開していくということをやっています。

5年前にこのような調査を実施しておるんですね。例えば生活保護の受給比率です。1965年の同和対策審議会答申のときから、既に福祉に関わる課題というものが同和地区には集中的に現れているということが明文化されています。

その課題は、現在も解決傾向にありつつも、しかしながら、今もなお強く影響が及んでいます。6年前、伊賀市全体の生活保護受給比率は1.6%でありましたが、同和地区に限定をしていくと15.4%と、急速にこういった福祉的課題が集中的に現れているということが分かってきます。

同時に、収入をめぐっても、当然ながら、市全体と同和地区でよく似た年齢分布であっても、現在もなおこれほどの収入面の格差に及んでいるということもご覧いただけるというふうに思います。

このような課題に対して、例えば自治体独自で特別施策を展開するようなどころもあつたりするわけです。きちっとしたエビデンスを基に必要な事業を展開していくということが必要であって、市民の意識を図るような調査だけに限らず、先ほどご覧いただきましたような、被害の実態をしっかりと明らかにするような被害実態調査や、このような必要な施策を講じていくための生活実態調査も実施される必要があるのではないかというふうに思います。

時間の関係で、ちょっと飛ばしていきたいと思います。すみません。

最後には、⑤の被差別の心理の実態としまして、先ほどの聞き取りの内容の中では、不安なこと、心配であることも聞いています。

30代の方ですね、部落差別をしてきた人は人権の勉強をしていないと、残念ながら差別は確実に今も残っている、差別をなくすために、今までのように隣保館で学ぶ機会が必要だ、自分の子供も自分と同じように差別を受けないか心配です。部落出身であることを理由に結婚できるかどうか不安です。自分の子供も差別を受けてほしくないが、差別を受けたときに差別した人にきちんと言える人に育ててほしい、自分の子がいつか結婚すると思うが、結婚差別に遭ってほしくないという、こういった思いを抱えながら、生活を余儀なくされているという被害です。

結婚が破談になれば、その次の恋愛、結婚をもう諦めたという人たちもいます。こうした子や孫に対して将来的に結婚をすると選択をしたときに、不安や心配を抱えさせられて

いる人たちもいるわけです。このような、心理的な面の被害といったものも差別の現実として受け止めていく必要があるというふうに思います。

すみません、同じことが書いてあります。

部落差別という問題は、やっぱり構造的な差別の問題です。中世の時代に、天災だとか病気等は、これからまた上杉先生のお話にも出ていましたので、参考人と呼ばれるかもしれないというふうな思いで簡潔に申し上げておきますけれども、慣習として始まった汚れを清める清めという役割の人たちが、社会で必要とされながらも特殊な力を持っているということで忌み嫌われ、避けられてきたということが部落差別の始まり、その差別が制度化されて、身分が固定化されたのが江戸時代、もうこの時点で構造的な差別となっています。

そして、明治、太政官布告、1871年のいわゆる解放令で身分は解体をされましたが、構造的差別、観念的差別というものが残り、1871年から1922年の半世紀にかけて、日本が「寝た子を起こすな」を実践してきた結果、当事者は差別がどんどんひどくなっていくことにあらがおうというふうにして、1922年に全国水平社が立ち上がりました。

日本は、半世紀にわたって「寝た子を起こすな」を実施してきて、その結果、差別がきつくなると、被害者により多大な人生被害を及ぼしたということがエビデンスとなっておりますので、問題解決の取組がまずは当事者運動としてスタートをし、1965年の内閣同和对策審議会答申として、ようやく国が国策として当時の江戸時代の身分制度、国が取った政策が部落差別という問題を世に残し、世に生み出し、そして、現在もなお様々な被害を生み出しているというところで、国の責任をもって解決するというふうに着手したのが1965年です。

しかしながら、ご存じのように、部落差別の問題に限らず、差別の解決のグローバルスタンダードは禁止です。しかし、それが十分に進んでいかなくて、基本的には理念法、そして、意識の改善の取組と地区の住環境の改善というところに着手をしていって、構造自体を変革するまでには至らなかったということが一つ、差別が今も残る大きな要因の一つとなっています。

先般でも、LGBT理解増進法が施行されました。その折に、経団連の十倉会長も、やはりグローバル企業として活躍されている側から、差別の問題の解消のグローバルスタンダードは禁止だということをはっきり申し上げられたように、それが日本ではなかなか定着しにくいというような状況にあります。問題解決のやはり一つの手だてとして、これ

まで不十分だった点は、そういった構造的な問題の解消に向けて、社会構造自体を変えていくためのシステムといったものが十分でなかったという、こういった課題が現在もなお部落差別の残る一つの要因です。

もう一つは、多数派がしっかりと学び得て、ブラッシュアップし、アウトプットしていないという課題も大きいです。部落出身、ルーツのある人たちは、やっぱり社会全体でいえばマイノリティー、少数派であり、そして、例えば私のような形をもって人前で講演をしたり、人前で自分の体験談や思いを語れる人は、よりマイノリティーの中でも少数になっていきます。

そういった中で、小さき声が多数派にねじ伏せられていったりすることで、なかなか声が多数派に届きにくいという状況にあります。本来、部落問題というのはこういう問題だと、「寝た子を起こすな」ではなくなるんだと、しっかりと知識や理解を身につけ、問題をなくす行動につなげる必要があるというふうにマジョリティーが変わり、動き出せば、もっと差別はなくなっていたのではないかというふうに思っています。

しかしながら、その知識を身につけることへの課題意識がなかなか定着していかず、問題が現在もなおマイノリティーにしわ寄せが及んでいるということも差別が残る諸要因の一つではないかというふうに捉えています。

こうした中で、今年の6月でありますけれども、東京高裁におきまして、先ほどご覧いただきましたような部落の一覧表が掲載された書籍の出版を行った出版社に対し、解放同盟関係者約230人が原告となって、出版社を相手取った訴訟の高裁判決までが出ています。

東京高裁の裁判長の判決の中では、つまり、憲法第14条の差別をされない権利、正確には、差別されない人格的利益というものが認められたということは、非常に大きな意味を持ちます。

差別をされない権利というのは全ての人を持っているはずだと。しかしながら、部落差別は、本件地域の出身というだけで不当な扱いを受けたりして、人格的利益を侵害する深刻な問題であると。そして、その部落差別というのは、実際に不当な扱いを受けることがなくても、不安感を抱いたり怯えるなどして平穏な生活自体を侵害されるということも認められるというふうに、まずは最新の高裁の判決が出ていまして、今後、最高裁で判例となる可能性は十分にあり得るという判決も出ています。

問題解決に向けて、有効に差別解消が機能するような新しい条例が私は必要ではないかということをご提案させていただきたいと思っております。

部落差別は何かということをしかり定義をすること、そして差別行為を禁止することです。表現規制は容易ではありません。表現の自由は非常に重要な権利の一つであります。しかし、結婚差別や土地差別、身元調査といった行為に始まり、部落の場所を収集する、誰かに示唆するという行為自体をしかりと規制するということは、部落問題に限らず、あらゆる場面で必要ではないかと、社会のルールを打ち立てるということです。

罰則規定につきましては、私はまずはなしでスタートを切ればいいんじゃないかと思えます。しかしながら、その罰則規定がないがゆえに、差別行為を禁止していても、市内におきまして差別の事件が相次ぐ、被害が相次ぐという場合に、それを立法事実として一つステップアップをするような形で対策を講ずるような条例改正というのが理想的ではないかというふうに思っています。

三重県条例であれば、現在、勧告までになっています。これも3年のめどを見て、勧告で十分かどうかということを確認していくような事案の収集、検証をして、必要であれば、今度は差別事象を起こし、県の指導やあっせん、勧告に従わなかった場合、事業者名を公表するという事も検討の余地にあるというような形をもって、まずは、私は弁護士さん、法律の専門家は社会規範をしかりと打ち立てるということが必要ではないかというのが一つ目です。

二つ目は、差別解消、そしてその抑止につながる有効な施策を展開することになります。例えば身元調査を規制するに当たっては、本人通知制度という制度を導入して、市民の住民票、あるいは戸籍謄本が取得された場合、その取得された事実を市民に通告すると。その市民の側が見覚えのある場合はそれでいいですが、見覚えのない請求がある場合、それを市に向けて、自分の戸籍謄本が取られたのはなぜかということで情報公開を求めていくと、例えば身元調査を理由に行われていたとか、身に覚えのない理由で裁判や登記という形で、自分の個人情報がかすめ取られているということが分かってくると不正の発覚につながられるという、例えばそういった施策の展開が必要ではないかということでもあります。

③が、やっぱり差別解消に有効な教育や啓発を確立し、それが着実に全ての市内において実践されるような仕組みが必要だということなんです。

少し申し上げたように、差別は大抵の人が悪意なくするものだと。なので、しかりと知識を身につけアップデートをしていかないと、思いもよらぬ形で差別をしてしまうんだと。例えば先ほど申し上げたように、女性には優しく接するべきだと。一見すると、非常に好意的に受け止められがちなお意見でも、実は、これ、好意的なセクシズムといいまし

て、性差別の一つの現れ方です。つまり、女性を下に見ている、対等でないという非対等性の現れ方が男性には起きないような主張として現れる。障害者も同じ人間だと思いましたがという感想も中高生たちから出てきますが、これもまた侮辱的なメッセージを含むものです。人間として見ていなかったということが当事者や家族に及ぶというわけですね。

こういったものまで禁止する規定ではありませんが、教育や啓発を通じて、何が差別に当たり、そういった、自分は無意識に身近な人たちに、マイノリティーに差別的な扱いをしているのではないかと多くの市民が課題意識を持って、自分は能動的に学ばないとそういったことに気づけない、知らないうちに身近な人たちも傷つけているかもしれない。そして差別の問題の解消のためには、意識を高めながら制度や慣習や慣行といったものを変えていかないといけないということも一つであります。

地元自治体でも、例えば一度たりとて女性の首長が誕生しない、伊賀市では自治会長の98%が男性、しかしながら、1500人も女性が多い。これは一つのやはり慣習的、慣行的な構造の現れです。そこを変えるのに、今、女性を優先的に審議委員だとか、そういったことで採用していく特別対策、アファーマティブ・アクションが組まれていますが、同時に、男性側がしっかりと男性側の特権、構造的な問題を理解して、それを変革するために、自治会のルール、住民自治協議会のルール、こういったものを変えていかないといけないということです。

ほかにも、相撲もそうですね、大相撲も女人禁制がいまだに続いています。日本は女子差別撤廃条約を批准しているにもかかわらず、女人禁制が続けられるという慣習、慣行が続いている国です。

こういったものが残る限り、女性が社会的な形で不利な状況に置かれるという構造は変わらないんですね。こういったことをしっかりと認識できて、しっかりとなくす行動につなげていくような構造や制度の変革と教育、啓発をもって意識を向上させていくということが必要不可欠であり、このようなアプローチが全市的に広がる必要があるということです。その仕組みをどうつくるのかということが大事になってきます。

④が、やはり被害に対する相談体制の拡充、救済策を確立することです。

ご覧いただいた、ああいった被害の例は、ほとんど相談に上がっていないというお話をしました。いかに相談しやすい環境をつくるかという点で、しっかりと相談体制として弁護士や臨床心理士を整備すること、これだけでなく、いかに入り口付近で市民が相談していこうというふうにつながるかという点では、これまで市のほうで解決をしてきたような

例を具体的に紹介していく、あるいは実際の相談被害例とか、困難の例を挙げていきながら、フローチャートを通じて、こうこうこういう形で解決に及ぶといったものもしっかりと提示をしていくこと。救済策につきましては、ようやく国のほうでも動き出そうとしていますが、失業給付の前倒しといったものを、国を挙げて新しい形で今進めるということになっています。

少し紹介しましたように、ああいった差別被害を受けて離職をした人が、雇用保険に入っているにもかかわらず失業給付を受けられるのは二、三か月後になります。貯蓄のない人だと途端に生活が困窮をするわけです。

その折に、あの事象で、県や市のほうがしっかりと関わって、被害者への聞き取りと発言をした会社への聞き取りを通じて、行政、公がその事象をしっかりと認知しているという場合、実は前倒しになるんですね。二、三か月たたなくても支給が前倒しになって、救済につながるというような形の取組が広く市民に提示され、しっかりと市民が自ら侵害された権利を回復しなくていいような体制をつくっていくということも必要ではないかということでもあります。

あとは、もう時間も来ていますので、⑤は話をさせていただきました。

⑥、やはり部落差別解消の市の施策をしっかりと点検し、評価でき、そして新たな政策を提案、提言できるような有効に機能する審議会といったものも設置される必要があること。

⑦、差別は誰がどんなふうに認定するのかという点で、その認定機関、そして解消への方向性を打ち出すような有識者等でも構成される専門委員会を設置すること。

そして、⑧、差別事象が実際発生した折には、しっかりとした対応方針を基に、問題解決のゴールをしっかりと設定をして解決していくような、こういった手だてが必要ではないかということをご紹介してあります。

そのほか、もう時間の関係で60分たちましたので、また、ご質問等で投げかけていただければお答えをさせていただきたいというふうに思います。

あと、特別委員会を視聴させていただきました、非常に私自身も勉強になったり、重要なご指摘もありました。その点で、私なりの回答も少し入れさせていただきましたので、また活用いただければというふうに思います。長時間ご清聴ありがとうございました。

○ 樋口博己委員長

松村元樹様、大変ありがとうございました。

1 時間過ぎておりますので、あの時計で午前11時20分まで休憩をさせていただきます、午前11時20分から再開をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いします。

11 : 10 休憩

11 : 20 再開

○ 樋口博己委員長

それでは、時間となりましたので、人権施策等調査特別委員会を再開させていただきます。

先ほどは、松村様からご講演をいただきましてありがとうございます。

先ほど冒頭に、委員外議員の質疑につきまして確認がありましたので、これは会議規則第112条の規定によりまして、委員外議員の意見も聞くことができるということになっておりますので、お願いしたいと思います。

また、質疑におきましては、特別委員会の委員をまず優先させていただいて、その後、委員外議員の皆様、また理事者の皆様にもご質疑をお願いしたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

なお、前半の内容につきましては、事象なり、歴史なりのご紹介だと思っておりますので、そういう部分は我々がしっかりと確認させていただいたという部分であると思っております。

最後のほうの、後段の部落差別は構造的差別であるとか、また、差別解消に有効に機能する新条例とか、こういったところが我々の質疑の中核になるのかなと思っておりますので、そういったところを中心にご質疑をお願いできればなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

傍聴者の方も1名おられますので、よろしくお願いします。

ご質疑ある方は挙手をお願いしたいと思います。

○ 村上 暁委員

ありがとうございます。非常に具体的な例をお聞きして、やっぱりこういう研修でお聞きしないと分からないことがすごくあるんだなということで、すごく勉強になりました。ありがとうございました。

それで、ちょっとごめんなさい、確認なんですけれども、前半の、結婚相手や土地の調査で、あなたはこのようなことを調べるのは差別だと思いますかというところのパーセントの関係で、この一番左、例えば結婚相手が同和地区の人であるかどうかの47.6%のこの青色、ちょっと僕らのやつは白黒だったんですけど、青色のところ、肯定ということは、ごめんなさい、差別だから、いわゆる——何かこんな言い方するとあれですね——正解が青ということでもよろしかったんですかね。そういうことじゃない、そうしたら、正解が一番多数やったということでもよろしかったですね。ごめんなさい、ちょっとそれだけ確認させていただきます。

○ 松村参考人

私の説明が悪くて。

○ 村上 暁委員

ありがとうございます。すみませんでした。

○ 樋口博己委員長

よろしいですか。

○ 村上 暁委員

はい。

○ 樋口博己委員長

改めて松村さん、ご回答をお願いします。

○ 松村参考人

ご指摘のとおりです。赤色のほうが課題のあるところの回答ですので、少し慌てふためいて説明を誤ってしまいました。なので、青色のような形の、差別であるというふうなしっかりとした理解のほうが多いという点で、やはり啓発や教育の取組が着実にやっぱり成果をなしているということで、県民の多数派がこんな意見をお持ちだというふうに説明したかったので、申し訳ありません。ありがとうございます。

○ 樋口博己委員長

村上委員、よろしいですか。

○ 村上 暁委員

ありがとうございました。

○ 樋口博己委員長

他の方でどうでしょうか。

○ 加納康樹委員

加納と申します。ご講演、本当にありがとうございました。いろいろと参考になります。

お話をいただいたところではなくて、先ほど時間がなくてお話をいただけなかったところ、最後におっしゃっていただきましたが、特別委員会をご視聴いただいてということで幾つか文章をまとめていただいておりますが、その中の、文字も細かくして、一番いっぱい書いていただいています市民から出てくる取り組み過ぎという声に対して、いろいろとお話ももらっておるんですが、このところ、せっかくなので、改めて先生のほうからこの補足といいましょうか、いろいろいただきたいと思います。

○ 松村参考人

ありがとうございます。

委員会のほうで、諸岡委員のほうからのご指摘だったと思います。このご意見には、私どもも毎年のように出会っていますし、各方面へ行かせていただいてもやっぱり取組が割と進んでいる地域で、市外や県外から来られた、学習をそんなにたくさん受けてこなかった人たちから出てくるご意見です。

まずは、やっぱり取り組み過ぎという意見に対しては、一つ目は、やっぱり問題を早期解決するというのが大原則だということで、答申や法律というのは早くなくせということになっています。そのため、被害を受けている人たちがいる以上、取り組み過ぎかどうかという、私はそうではないんじゃないかと。しっかりと取り組んで、解消するに足り得る諸事業をしっかりと展開していかないといけないというふうなことが1点目ですね。

③なんかそうですけど、四日市市さんとか、例えば私の地元の伊賀市だとか、桑名市だとか、三重県内でも同和地区があって、かつ、そこに運動組織があってというところほどやっぱり進んでいるのは事実ですね。

別にこれは部落問題に限らず、様々なテーマ性を持った問題でも、やっぱり広く進んでいるというのは実情です。実際にエビデンスも明確にしようと、三重県内の29の市町に向けて、当法人のほうでも、法律に基づいた取組がどれだけ進んでいるかということ进行调查しても、例えば、15町ありますけれども、職員に対して法令の周知すらできていないとか、こういった課題が出てきているので、それはもう部落問題に限らず、障害者問題もヘイトスピーチのやつも職員にも承知をしていないとかという課題が出てきているんですね。

やっぱりそれは、決して取り組み過ぎというよりも、差別が現存しているとか、あるいは差別の現実把握が不十分だとか、やっぱり特に条例とか法律や条約に基づいて、この部落差別解消推進法もそうですけど、部落がある場所だけでやれではなくて、特別対策のような部落に対する取組から部落の外に向けて、全ての市民に差別解消の取組を求める法律ができたにもかかわらず、取組がまだまだ進んでいないというところに問題があると。

つまり、その四日市市さんが取り組み過ぎというよりも、他市、他県の中で取組が全然できていないところがやっぱり私はあるというふうに思っていて、それはもう部落問題に限らず、障害者問題とかも同じです。でも、案外、部落問題だけ言われるというのが特徴ではないかなというふうにも思っています。

④は、やっぱり取り組み過ぎだと主張される市民の人が、じゃ、やっぱり差別をなくすために、私もやっぱり一保護者や一市民として、この職場に限らず活動させていただいていますけれども、やっぱり自分の個人としての差別に対する向き合い方がやっぱり問われている。自分でできることをどんなふうに行っているのかといったときに、案外、この主張をされる人って——これは私の個人的な経験なので参考程度に聞いていただいたらと思うんですけど——差別をなくす行動までやっていないという。結局、それが差別を受けている側になくす責任まで課しているというような結果に及んでいるということの認識がやっぱり弱いんじゃないかと。

国民の責務とかというのが、やっぱり答申のときに明文化されていますので、その責務を持って自分でできる、インプットしたものを身近な人でアウトプットするというのもやっぱりやれていないというあたりが課題ではないかと。やっぱりそれは、差別というの

は構造的な問題というふうに申し上げましたけど、基本的に中立という立場は存在しないというのが原則ですね。

そんな中で、やっぱり何もしないと、社会の仕組み、構造に私たちは加担してしまうんだと。それが、ただ、私自身もやっぱり加害性をたくさん有する側でしたので、地元の、例えばJRの関西本線というのは存続の危機にありますけど、高校生のときに3年間利用していたその電車も、いまだやっぱり駅がバリアフリー化になっていないとか、車両自体が入りに段差1段があって、車椅子がとても利用できないような造りになっているということに全く無頓着でいたので、やっぱりそんな構造を支えている側にいたのではないかなというふうに、私自身は自分のことを捉えていたりするわけですね。

やっぱりそういうことに対して何もできない、しないと、やっぱりそういう仕組みに加担してしまい、やっぱり弱い立場に置かれた、そして数の少ないマイノリティーの人たちが何とか駅をバリアフリー化してくれないかというふうに声を上げて、なかなか多数派には届かなくて変わらないと。こういうところに、自分もやっぱりたくさん様々なテーマ性を持った人権問題でも加担してきたなというふうなことを思うわけですね。

やっぱり取り組み過ぎということに関して、やっぱりそうではないんだということを感じて理解してもらうために、様々な角度を持ったアプローチがやっぱり私自身は必要だというふうに思っていますし、また、途中で申し上げましたように、自分の中に無意識の偏見とか、それに基づいた差別というのではないかということも点検をするようなアプローチもやっぱり必要だというふうに思っています。そんな形で。

○ 加納康樹委員

大変よく分かりました。おっしゃるとおりかと思えます。今後の議論にもぜひぜひ参考にしていきたいと思っております。

以上です。

○ 樋口博己委員長

他の委員の皆様。

(なし)

○ 樋口博己委員長

そうしましたら、委員外議員の皆様も含めて、ご質疑ございましたら挙手をお願いしたいと思います。

(なし)

○ 樋口博己委員長

そうしましたら、私から1点ちょっと確認というか、改めてご説明いただきたいとおっしゃるんですが、先ほど加納委員がご指摘いただいたところの次のページのところで、社会福祉に頼るより個人が努力すべきという考え方は、同和教育に大切にしてきたことと相入れないというところで、マジョリティーとマイノリティーという対比であったかと思えます。

また、講演の中で、やはり多数派、マジョリティーが変わって動いていく、積極的に学んでいく、アップデートしていくというようなお話があったかと思えます。

ちょっとその辺で先ほどの加納委員のご指摘のご質疑の中に関連するかと思えますが、マイノリティー、マジョリティー、その関係というか、マジョリティーが積極的に動くということだと思っているんですが、その辺のところをちょっと改めて説明いただけたらと思います。

○ 松村参考人

これも、本当に大切なご指摘だと思います。個人が何らかの能力を向上させるという点で、やっぱり努力というのは必要不可欠だというのが、私もそう捉えています。

ただ、その努力が必要だということに関わって、その環境があるかどうかというのもとても重要で、例えば私なんかは両親健在の家庭で生まれ育ち、虐待を受けたことがなく、ただ、小学生とかのときに長期休みに入っても家族がご飯を用意してくれていて、ガスや水道、電気を経済的理由で支払えないみたいなことの経験も一度もなく、学習塾に通っていたりですとか、高校とか大学の、要は学校の学費なんかは保護者が全額負担してくれているみたいなことって、私の努力や実績には全く関係ないんですね。

一方で、私が今申し上げたような、私が偶然、たまたま持ち得た環境や条件が、この四日市市内におきましても、幾つか学校に毎年呼ばれていまして、虐待を受け、児童相談

所等に預けられた子供たちがいる。長期休みに入るとご飯を食べられなくなって、夏休み、冬休みに痩せ細っている子供たちがいる。学習塾には、シングル家庭なので送迎もできないし、かつ経済的理由で塾に学費を払えない。高校生になると生活費を入れて、家族を支えるためにアルバイトをしないとイケなくて、友達と遊ぶ時間を惜しんでまでバイト生活を送らざるを得ないとかというふうに、そんな偶然にも、子供の努力不足とか実績が足りないからということではなく、しかし、この社会で生きる上では、不利な条件を課せられた子供たちがいるという、この二者の、私と後者のような子供たちのおぎゃあと生まれた人生のスタート位置は対等なポジションではないと。

私は、例えばこの役職に就くに当たって努力は間違いなくしてきたので、それを否定されるものではないんですけど、今申し上げた後者と前者の私のようなスタート位置は、こうじゃなくて、こんなふうな形になっていて、私と同じように努力すれば、この後者の、今申し上げたような立場の人が私と同じポジションに就けるかということ、非常に厳しいんじゃないかと。それが大学へ入学するだとか、例えば公務員になるということをゴールと定めたときにも、そこを目指し取り組んできて、今、その役職等に従事されている方の努力は否定されるものではないものの、やっぱりその学費を全部親が負担してくれる、虐待がない、離婚していないので経済的に安定をしている、学習塾に入れさせてくれている、保護者が4年制大学を偶然卒業しているという人たちは、やっぱりそういうポジションに就きやすい。でも、後者のそうでない人たちというのは、なかなかそこにたどり着きにくくって、行けても確率はとても低い。むしろ諦めさせられて、自分では無理だというふうになってしまうということがやっぱり多いということで、いかにしてその努力というものを個々人に必要な分だけやっぱりできていくかということですね。前者の努力する距離が僅かなのに対し、後者が同じようなことを達成しようと思うと、倍以上、何倍も努力しないといけないというときに、果たしてそれが本当に成功にたどり着けるのかという保証もない中で、こんなに人生のスタート位置の差がつけられたら、頑張っても仕方ないと、勝てるはずがないというふうにやっぱり諦めさせられてしまう社会の縮図にある。それに対して、まだこの社会が十分な施策を講じられていない。奨学金も、やっぱり教育ローンと言われているように、社会人なった途端からそのローンの返還をやっぱり強いられて、借金生活から始まっている先生たちもやっぱりおられるんですね。そうすると、やっぱり結婚する時期が遠ざかっていたり、そんなふうな状況に対して、やっぱりいかにこの社会がもっと、偶然にも不利な環境に生まれ育った子供たち、あるいは大人に対して、やっぱ

り必要な施策を講じていくかというのはとても重要だというのが、ここでの内容と。

少しちらちら申し上げてきましたけれども、先ほどの駅の利用に関して、私は偶然にも健常者なので、だから、私が利用している関西本線の駅で言えば、三重県で最初にできた駅なんですけれども、平日17時以降、無人駅になるんですよ。日曜日、祝日、無人駅なんです。でも、私のような体の人間というのは、乗りたいホームから乗りたい車両に、乗りたい時間に乗れるという、これが人権が保障されている結果なんです。私みたいな健常者は、きっとこれは普通だと思っているんですよ。この普通のことが、偶然にも健常者に与えられている社会なのに、偶然、肢体不自由の障害者になった途端に、私と同じような権利が行使できなくなる。平日の17時以降までに電車を利用しないといけないし、日曜日、祝日は少し遠くの駅へ行って、駅員さんが常駐している場所を選ばないといけないしとかというふうにして、まず電車に乗るといふ、公共交通機関を利用するといふ権利だけでもこれだけの違いが出てくる。

ほかにも、例えば最近も、学生さんとしゃべっていても、ふだん身を守るために気をつけていることって何かというふうな問いに対して、やっぱり女子学生たちに、例えば夜、帰りが遅くなって、最寄り駅から自宅に帰るまでのルート一つめぐっても、あえて遠い道を選んで、車通りや明かりの多い場所を選んで帰っています。誰かと一緒に帰るようにしています。必ず親に帰ったよと、例えばアパート暮らしをしていたら連絡をするようにしたり、実家へ帰るときにも何時に帰るからねというふうに言ったり、後ろに人がついたら早歩きをしていますとか、そういう身を守るための手段として、性被害への不安を抱えながら電車に乗ったり夜道を歩かせられている女性たちが、やっぱり平均して多いというのが、学生をめぐっても見えてくるんですね。

でも、そんなことは、これ平均の話ですけど、私の場合、私は一度たりとて、電車に乗るときに性被害を受けるということによって不安を感じて車両に乗ったことはない。受ける確率でいってもやっぱり少ない、全くではないんですけど。夜道を歩いている、この体格ですから、やっぱりそれなりの力もあるのでとかということだと思うと、いわゆるこの社会で女性たちが不利な状況を強いられていることを思うと、そうではない。それでも偶然、男性という属性を持ち得ただけで、それだけの特権というか、優位な状況が私に与えられていると。

ほかにも挙げていくとたくさんあるんですね。異性愛で10年前に婚姻関係を結ぶんですけど、それだけで病院の面会は可能です。家族カードを作れます。携帯電話会社の家族割

サービスにも入れるというこの普通のことが、同性パートナーになった途端に、実績とか努力が足りないという、全くそんなことではないにもかかわらず、面会を拒否する病院が出てきて、家族カードは拒否される、生命保険の受取人にパートナーを指定できない、そんな問題というのは当たり前がこの日本に起きていて、異性愛者は異性愛だというだけで、それだけの優位な状態にあるということをきちっとやっぱり理解をしていくという。

やっぱり本来は、異性愛者であるとか、健常者であるということに関して、必要な分の努力がマイノリティーである障害者や同性愛者や外国人、そういった人たちにより多く負荷がかかっているという状況をきちっと捉えた上で、その人たちがこの社会を諦めなくてよかったり、あるいは多数派と同じような安心して生活できるような、そんな状態をつくっていくのに、途中で申し上げたような多数派の取組が非常に重要になってくる。

そんなときに、まだまだ取り組み過ぎの話ですけど、男性が、本当に女性たちが性被害を受けないように安心して乗れるような電車で、例えば乗れるという環境をつくっているのかというと、まだまだ乏しい状態にあって、女性たちが声を上げると、権利ばかり主張するな、わがままばかり言うなど、こんなふうにやっぱりねじ伏せられている事実があるという、そんな傷つきながら声を上げさせられる人たちに向けて多数派がしっかりとアクセスをして、自分たちが解決をするというふうな、こういう取組があらゆる分野で必要ではないかというふうに思います。

以上です。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

他に委員の皆様でどうでしょうか。

どうぞ。

○ 村上 暁委員

差別解消に有効に機能する新条例をとということで、一番頭に、差別行為を禁止という項目、非常に大切なことだと思うんですけども、例えば今日もそういうお話をお聞きして、具体的にこういう差別事象があったということをお聞きして、自分の身に置き換えたときにすごく胸の潰されるような思いをしたので、例えば文学あるいは映画等で、そういった自分の身に置き換えて差別はいけないなというふうに思わせるという意味で、登場人物に

すごい差別発言をすとか、そういう人物を登場させるとかということは、差別がいけないことだということをおぼせるためには非常に有効なことだと思っんですけども、この辺り、差別行為を一律禁止してしまうということだと、そういった文学とかそういったものの登場人物にもしてはいけないということだと、ちょっとそれは本来の趣旨とは違ってくるかなと思っんですけども、その辺りどのようにお考えでしょうか。

○ 松村参考人

部落問題をめぐっては、まずは、例えば、結婚をめぐっての行為規制とか身元調査の規制とか、同和地区の場所を集めて、本来必要ないですし、また、それを教えて差別を助長するという行為自体は、基本的にはやっぱり禁止の対象となるべきじゃないかと思っはいるんですね。

ただ一方で、おっしゃっていただいたように、文学、映画等を通じて、私も出演させてもらったようなのもあったりしますけれども、ああいうのを介して、実際の差別行為に及んでいる人たちの中身と行為をどう伝えるのかというのはとても大事な事かなというふうに思っはいるんですね。

それがドキュメンタリー調で、視聴者に考えてもらうというようなアプローチもあれば、啓発的要素をつけて、いかにそれが問題なのかというふうな形で、見る側にそういう受け止めをしてもらえようというアプローチをすという、いろんな方策があると思っはいますよ。

やっぱりその啓発等をさせていただいても、100人が100人とも、私が伝えたいように受け止めてもらいにくい。でも、この人はこの角度からいけば、きちっと認識を十分に持ってもらえる。こっちの人はこういうアプローチをしていくと、正確に差別の現状認識をしてもらえとかというあたりでいうと、自由な方策もあってもいいのかなと思っはいますね。

その辺の境目ってとても難しいと思っはいますけど、様々なアプローチを介して、どういった反応や結果が出てきたのかということをもっとやっぱり検証できるようにするためには多角的なアプローチが必要だという点で、今後もう少し模索をしていくというのが大事かなと。

ただ、模索をすに十分に足り得るアプローチが市民に対してできているのかというあたりなんかはこれまでの課題かなというふうに思っはいますので、また、それは実施することを通じて、様々なリアクションもきっと出てくるというふうに思っはいますので、その辺りでまた新た

にブラッシュアップする、検証するということが必要かなと思います。

○ 村上 暁委員

非常に参考になりました。

やっぱり作り手側がどのように、こういった差別をあおるような考え方で作るのはもう言語道断だと思うんですけども、なくすためにということで作るというところでいろんなアプローチが必要なので、その検証が必要なためにいろんな多角的なアプローチが必要だということは、非常に参考になりました。ありがとうございました。

○ 樋口博己委員長

他にどうでしょうか。

○ 上 麻理委員外議員

貴重なお話をいただきありがとうございました。

樋口委員長のご質問に対しての先生のご答弁を聞かせていただいて、何か非常に腑に落ちたところがあって、非常にどこにでも、言い方変ですけど、改めてどこにでもあり得ることなんだなという部分と比べたほうがいいんだなというふうに思わせていただきました。

そこで、それでは、360度見渡して、例えば四日市の市民の皆様に対して、じゃ、条例をつくる時にここだけは絶対押さえてほしい、これは大切だということ、ここはポイントとして見てほしい、すべきだということがあったら少し教えていただきたいんですが。

○ 松村参考人

特に今年の4月から施行されました県の差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例、ご紹介いただいたように、参考人招致で私も報告、提案をさせていただいた包括的差別解消条例の中では、例えばやっぱり市民の人に向けてのポイントでいうと、やっぱり基本理念のところには差別とは何かとか、そういう点をしっかりと明文化されていて、今日も私が説明したように、差別というのは構造的な問題であり、制度や慣習的な問題なんだということとか、あるいはマイノリティーや被差別当事者にしわ寄せが及ばないように、多数派が変わるということが必要だという、そういった内容のものがあって、そこがまず、結構大事なポイントかなと思っているんですね。

市民の人たちがまずはアップデートをして、心を優しく持つというのはすごく大事なことで、私も子育てしている身なので、2歳や8歳の子供もいるんですけど、その子供に思いやり、優しさを持つことはとても大事だよというのは、もちろん子育ての中でやってはいるんですけど、でも、差別という問題に関しては、やっぱり先ほどの説明のような形で、じゃ、JRの思いやりが足りないからエレベーターをつけないのかというと、そうではなくて、やっぱり今、関西本線が存続の危機にあると、だから、そういった意味で非常に経済的に大きな負担になって、さらに赤字路線になってしまう、そこまでやっぱり過度に求めていない。なので、合理的な配慮を通じて駅員さんの支援でとかというふうにして、そこでやっぱり思いやりの点がないとは言えないんですね。

なので、やっぱりそういうふうにして、何のために講演会や研修が行われているのかとか、何のために自分がアップデートしていかないといけないのかってあたりは、やっぱり構造を変える、制度を変える必要があるからという認識がやっぱり必要な点じゃないかなというふうに思います。

もう一個は、相談と救済のところかというと、ちょっと今日は紹介していませんでしたが、先ほどの、今日ご紹介した県民の意識調査の中で、広く県民に、あなたは5年以内に人権侵害を受けたことがありますかと聞くと、毎回、十数%の県民がやっぱり被害を受けたと回答されるんですね。名誉毀損とか、暴力を受けたとか、ハラスメントを受けたということが書かれていて、それでどんなふうに対応しましたか、例えば直接、行為に及んだ人に抗議したという人もいますけど、例えば県の場合は、たった1.5%しか県のほうに相談に行っていなかったんですね。

やっぱりこういうことで泣き寝入りになっている、誰にも相談できなかつた人というのが4割に及んでいるという状況もあって、この条例の中で、そうならなくていいんだということに関して、きちんとやっぱり条文とそれに基づく方針や計画の中で、市民が泣き寝入りしなくていいような形の施策や条文というものが私はやっぱり必要じゃないかなと思うので、そんなことを大事にしていくのがまずポイントかなと思っています。

○ 上 麻理委員外議員

ありがとうございます。

もう一個いいですか。

○ 樋口博己委員長

どうぞ。

○ 上 麻理委員外議員

私は、実は三重県の間人ではなくて、他県から来て、今、三重県の間人なんですけれども、他県と三重県との温度差があるのか、それが、あまり私たちの生活の中で見えなかった部分のある県とない県というのがあるのかなと思ひながら、ちょっと今日のお話は非常にショッキングな部分もあったんですね。

ちょっとこの内容とずれるのかもしれないんですけども、もう一つ、私がこの三重県に来たときに思ったのが、本当にこの被害を受けて苦しんでいらっしゃる方と、言い方が変ですが、偽物の人たちがいらっしゃるじゃないですか。そことの切離しをどう伝えていくかというのも大切なんじゃないかなと。

偽物の人たちのせいで苦しんでいる部分もいらっしゃると思うんですが、そういったところは今後どういう動きになっていくんでしょうか。

○ 松村参考人

実は部落問題ですと、えせ同和行為なんかはその典型例だと思うんですよ。えせ同和行為自体を本当に、例えば同和地区にルーツのある人たちの中でやっている人たちもいるかもしれませんが、ルーツのない人たちが差別意識や偏見を利用して、今も、例えば高額図書を県内の事業所に売りつけるようなことがあって、勉強しないというのは何か差別するつもりかみたいな、こんな迫り方をされて、渋々買っちゃったみたいなことが、ちょっと前にあったんですね、県内のとある公益法人で。

私はこういうような部落をかざして何か利益を得ようとしたり、不当な形で、例えば事故を起こしても、自分が有利になろうとするような行為に及ぶのは、出身であろうがなかろうが、絶対に断罪されるべきだと思っているんですよ。

そのときに、やっぱり差別意識や偏見があったりすると、出身の人だから何かややこしいことになったら嫌だしとか、何か集団で何かされたらとかということで、出身者だから引いてしまうというところに私は問題があると思ひていて、もう、出さないですけど、県内の某地域の自治会長をめぐる市役所と議員との異常な癒着の問題なんかは、もう典型的だと思うんですね。ああいうことをやっぱり許すような社会のありようとかが問題だと思

っているので、やっぱり行為自体を、どんな立場であろうと駄目だというふうにきちっと断罪をしたり、その行為自体を、もし可能であれば、必要に応じてですけれども、やっぱり規制の対象とかにも、例えば入れられるなら入れていくような形をもって対処していくべきではないかというふうに私は思っています。

○ 上 麻理委員外議員

ありがとうございます。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

時間も迫ってまいりましたので、まだまだご質疑があらうかと思いますが、この辺りで終結をさせていただきたいと思えます。

松村様、私、お名前を間違えまして、大変失礼いたしました。

それでは、これにて松村元樹様のご講演及び質疑を終結させていただきます。松村様、大変ありがとうございました。

委員の皆様、理事者の皆さん、もうしばらくお待ちいただきたいと思えます。委員外議員の方はこれにて結構でございます。

委員の皆様におきまして、先般の特別委員会の折の資料請求の説明がありますので、もうしばらくお願いしたいと思えます。

それでは、理事者の皆さん、よろしいでしょうか。じゃ、説明をお願いしたいと思えます。皆々様のタブレットのほうで配信をされておりますので。

○ 川口総務部長

総務部長の川口でございます。よろしく申し上げます。

前回の特別委員会のほうでご請求もございました同和対策事業の歳出額につきまして、少し詳しい内容にさせていただきましたのと、中の文言等につきまして解説のほうもさせていただくということで、資料を用意させていただきました。

資料の説明させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 西川人権・同和政策課長

人権・同和政策課の西川でございます。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、前回の委員会でご請求をいただいております資料につきまして、説明のほうを申し上げます。

資料のほうでございますが、タブレットのホーム画面から、今日の会議、人権施策等調査特別委員会003、資料（第4回総務部）でございます。こちらの5分の3ページのほうをお願いいたします。3ページでございます。

こちらは同和対策事業の歳出額に係る資料でございますが、前回の委員会で一度お示しをさせていただきましたが、その際にもう少し詳しいものをとということでしたので、保存資料を精査いたしまして、可能な限りで改めて作成のほうをさせていただきました。

まず、前回は、各項目ごとに歳出額の総額のみを記載させていただいておりましたが、今回は10年ごとの期間に分けて歳出額を記載させていただいております。

同和対策事業は計33年間にわたって実施されておりますので、それぞれの項目で10年ごとに三つの区分と、最後の区分のみ3年間の期間ということで表記をさせていただきました。

そして、一番下の欄でございますが、33年間の総額で約246億円となっております。

なお、この金額には、加配教員等の人件費は含まれておりません。

それから、今回は、各項目の事業の内容につきまして、できる限り具体的に記載をさせていただきました。例えば上段の生活環境施設整備の下水排水路整備の事業につきましてはコミュニティ・プラントの建設であったり、また、農林水産関係の事業につきましてはライスセンターの建設であったりというように、具体的に建設したものを記載させていただいております。

また、前回ご質問いただきました教育関係の事業では、学習指導の外部委託であったり、各種大会への教職員の派遣であったり、それから副読本や指導資料の作成等の内容を記載させていただいております。

それから、中段の社会福祉施設整備の隣保館の項目でございますが、こちらにつきましては、資料の4ページ、5ページのほうに別紙としてつけさせていただきましたので、後ほど人権センター所長のほうから説明を申し上げます。

そして、一番下のその他の項目の大型共同作業所でございますが、こちらにつきましても、資料5ページの一番最後の部分に別紙として説明書きを入れさせていただいております。

資料の5ページのほうをお願いいたします。

(4)でございますが、四日市市大型共同作業所は、同和対策事業によりまして1983年、昭和58年3月に建設がされております。

同年7月1日施行の四日市市大型共同作業場条例では、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民の就労の場を確保するとともに、生活の安定に寄与することを目的として、用途を食肉加工工場として稼働してまいりましたが、2014年、平成26年3月に事業者が撤退して以降、現在まで閉鎖となっております。

私からの説明は以上でございます。

○ 森人権センター所長

人権センター、森です。よろしくをお願いいたします。

私のほうで、別紙の1、2、3を説明させていただきたいと思います。

別紙のほうの(1)隣保館とはということで、隣保館とは、社会福祉法に規定される第2種社会福祉事業施設ということで位置づけられておる施設でありまして、厚生労働省が定めております隣保館設置運営要綱に基づいて設置、運営を行うものとされております。

その下のほうに、社会福祉法、規定されております第2条の3の11の条文を記載させていただいておりますし、その下には、隣保館設置運営要綱の第1、目的の条文のほうを記載させていただいております。

また、公民館との違いというお話もいただきましたので、公民館ということで、こちらのほうにつきましては社会教育法に規定される施設ということで、社会教育法の第20条の該当する条文を記載させていただいております。

本市の場合におきましては、地区市民センター条例におきまして公民館機能、また、出張所機能を擁するという形で規定がありまして、地区市民センターがあるという状況になっております。

また、(2)といたしまして、本市の状況ということでございますけれども、隣保館ということで、厚生労働省の所管施設ということでの隣保館条例を1973年に施行しております。

また、文部科学省の施設といたしまして、教育集会所条例を同年に施行していただいております。

また、これらの施設につきましては、2003年に隣保館運営審議会からの「四日市市における今後の隣保館のあり方」についての答申を受けまして、隣保館条例及び教育集会所条例の改正を行いまして、2005年より人権プラザという名称になっております。

また、(3)といたしまして、人権プラザということでの説明になっておりますけれども、人権活動の拠点施設といたしまして、開かれたコミュニティセンターとしてのプラザ事業を行っておる施設となっておりまして、その下に、職員の配置状況、また、事業内容等のほうを記載させていただいております。次ページにつきましては、人件費を除く令和5年度の予算額という形でそれぞれ記載させていただいているところでございます。

私からの説明は以上になります。

○ 樋口博己委員長

説明は以上でございます。

ご質疑等ございましたら、挙手をお願いしたいと思います。よろしいですか。

○ 川村幸康副委員長

感想でいいですか。

○ 樋口博己委員長

どうぞ。

○ 川村幸康副委員長

先ほどの講演内容を踏まえてのことなんですけど、結局、この246億円ぐらい含めると、ざっと300億円ぐらいあるのかなと思うんですけども、33年間使われてきたのが。

結局、さっきの松村さんの話でいくと、それぐらい一般地域と部落に対しての差があったということの明確な、これ、一つのデータがなんやわな。これで抜かしたということではなくて、ようやく追いつくか、住環境だけ整えさせてもうたけど、本当はそれ以外のことの課題がまだあるのが、今度、逆に言うと、ここの隣保事業、人権プラザでそれを解決していきましようということなんだけど、多分少しそこの機能が、機能としてはこういうものがあるんやけど、これが効果を持ってフル活動しておるかというところがやっぱり課題なのかなというふうに思っているんで、そこらはやっぱりこの数字が明らかになった中

で、どのようにして活用していくのかというのは、行政に指摘せなあかんかなってなると、この辺の参考で言うと、審議会の設置とかそれをチェックし、方向性を打ち出す有識者の専門家会議、この辺りが一つのポイントになるのかなという気はするね、という私の、これを見ての感想ですけどね。

以上です。

○ 樋口博己委員長

これを受けて、部長のほうで何か。

○ 川口総務部長

ありがとうございます。

この同和対策事業ということで過去からやってきておるとのことでの資料ということでもございましたが、委員からご指摘がございました現状どうなんだという部分と、今後に向けてどうしていくのかというふうなところをこの特別委員会でしっかりご議論いただいている中で、私どもとしてもできることをしっかりやっていくというふうなことを改めて考えておるところでございますし、しっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

○ 樋口博己委員長

よろしいですか。

他によろしいですか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、次回以降の日程の件でご相談、確認をさせていただきたいと思っております。

次回は、12月18日月曜日午後1時30分から、理事者は不参加で開催の予定となっております。当初は、ある程度一定の取りまとめをしたものを確認するという場面の会議日程を想定しておりましたが、本日、松村先生のご講演もお聞きしましたし、1月25日はまた先

生にお越しいただく予定になっておりますので、この12月18日月曜日の午後1時半に関しましては開催はなしとさせていただいて……。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

12月18日。

今日の内容の概要を作らせていただきますので、それをご確認いただき、何かありましたら理事者のほうに申しつけていただければなと思っておりますが、議会中ですので、それに応じて、必要であれば少し短時間で確認の場面をつくらせていただこうかなと思っておるんですが、委員の皆さん、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

じゃ、12月18日の特別委員会はなしということで、それまでに本日の概要を作らせていただき、皆さんにタブレットに配信をさせていただきますので、それにまたご意見がある方は事務局へお願いしたいと思えます。

ですので、次回は、決まっている会議としては1月18日の午後1時30分、木曜日、これが次回の会議日程となっております。

その次の1月25日木曜日午後1時30分が上杉聰先生の講演で、これが議員研修会という扱いとさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

こちらから以上ですが、皆さんのほうで何かよろしいでしょうか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

時間はちょっと過ぎましたが、充実した内容になったと思えます。ありがとうございます。また次回、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

1 2 : 0 4 閉議